

福島県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱

(平成 13 年 7 月 1 日付け 13 農経第 371 号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 3 農経第 327 号福島県農林水産部長通知)

(趣 旨)

第 1 条 県は、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、償還負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するために農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける融資機関に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）、福島県農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成 13 年 7 月 1 日付け 13 農経第 371 号。以下「融通措置要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第 2 条 利子補給率は、知事が別に定める。

(利子補給金の交付の対象)

第 3 条 利子補給金は、融資機関が貸付対象者に対し本資金を貸し付けた場合、当該融資機関に交付する。

(利子補給の契約)

第 4 条 本資金にかかる利子補給は、この要綱に定めるもののほか利子補給に関し知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第 5 条 利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（以下「上期」という。）及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（以下「下期」という。）における本資金につき、第 2 条に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（当該期間における毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を 365 で除して得た金額とする。）に対し、それぞれの当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(申請書の様式等)

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（融通措置要綱様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は次によるものとする。

- (1) 農業経営負担軽減支援資金借入申込書（農業負債整理関係資金基本要綱別紙 2）の写し
- (2) 経営改善計画に関する要件書（融通措置要綱様式第 2 号）

(利子補給金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、貸付期間の短縮又は繰上償還による貸付内容の変更とし、融資機関は、その内容を農業経営負担軽減支援資金貸付状況報告書（融通措置要綱様式第4号）により、知事に報告するものとする。

(決定の通知)

第8条 規則第7条の決定の通知は、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書（融通措置要綱様式第3号）により融資機関に対して行うものとし、承認しない場合はその理由を付した文書により行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 融資機関は、規則第6条第1項の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合又は借入者の借入辞退を認めた場合は、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理した場合において適正であると認めたときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認書（様式第7号）により当該融資機関に対し通知するものとし、不適當であると認めたときは、その理由を付した文書により行うものとする。

(利子補給金の交付の請求)

第10条 融資機関は、利子補給の交付を受けようとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書（様式第8号）に農業経営負担軽減支援資金利子補給金計算明細表（様式第9号）を添えて、上期にあつては7月10日まで、下期にあつては1月10日までに2部を知事に提出しなければならない。ただし、県が利子補給計算事務を機械により処理している金融機関等にあつては、知事が別に定めるところによる。

(状況報告)

第11条 融資機関は、規則第11条の規定により、事業の実施状況等を知事に報告しなければならない。

(1) 県が利子補給計算事務を機械によって処理している融資機関

ア 農業経営負担軽減支援資金特例移動報告書（様式第10号）

内入償還、繰上償還又は全額償還のあった日の属する月の翌月の5日までに提出すること。また、延滞の発生又は既延滞の償還の報告にあつては、事実発生の日の属する月の翌月の5日までに提出すること。

(2) (1)以外の融資機関

ア 農業経営負担軽減支援資金貸付状況報告書（融通措置要綱様式第4号）

貸付けその他の変更のあった日の属する月の翌月の5日までに提出すること。

イ 農業経営負担軽減支援資金融資残高移動報告書（融通措置要綱様式第5号）

上期及び下期に関するものについて各期末の翌月の20日までに提出すること。

ウ 農業経営負担軽減支援資金特例移動報告書（様式第 10 号）

内入償還、繰上償還又は全額償還のあった日の属する月の翌月の 5 日までに提出すること。また、延滞の発生又は既延滞の償還の報告にあっては、事実発生の日の属する月の翌月の 5 日までに提出すること。

（利子補給の打ち切り等）

第 12 条 県は、県の利子補給にかかる本資金について、次に該当する場合には、これ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けにかかる利子補給金を打ち切るものとする。なお、この判断にあたっては、必要に応じ、福島県農業負債整理関係資金経営診断会議設置要綱（平成 13 年 7 月 1 日付け 13 農経第 370 号）第 2 に定める経営診断会議の意見を求めることができるものとする。

- (1) 借入者の経営改善計画の達成が困難と認められた場合
- (2) 借入者の経営改善計画に不実記載が認められ場合
- (3) 借入者が借入れを辞退した場合
- (4) 借入者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借入者が農業経営を中止した場合

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱及びこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調査）

第 13 条 融資機関及び借入者は、知事が規則第 11 条の規定により本資金の貸付けについて報告を求め又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿書類若しくは使途を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならないものとする。

（書類の経由）

第 14 条 融資機関が、規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する帳簿は、借入希望者の住所地を所轄する農林事務所長を経由して提出しなければならない。

（利子補給にかかる帳簿等の整備等）

第 15 条 利子補給金の交付を受けた融資機関は、利子補給金に関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該利子補給事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。